

届出修理事業者報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

報告者 住所

氏名又は名称
及び法人にあつては
代表者の氏名

計量法施行規則第 9 6 条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業の区分	届出の年月日	整理番号
事業所名及び所在地			
特定計量器の種類	修理個数	事業所別内訳 (事業所を 2 以上有する場合に限る。)	
		事業所名	修理個数

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第 1 0 3 条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書記入要領

1. 報告者欄の記入

報告者の欄には原則として事業所の本社の住所、名称、代表者氏名（個人の場合は氏名）を記入して下さい。

2. 年度欄の記入

当該年度を記入して下さい。

3. 事業の区分欄の記入

届出されている特定計量器修理事業の「事業の区分の略称」（下表の「事業の区分の略称」欄参照）を記入して下さい。また同一の事業所で事業区分が異なるものを修理している場合は事業区分ごとに報告書を作成してください。

（※報告書はコピーして使用して下さい。）

事業の内容	事業の区分の略称
タクシメーターを修理する事業	タクシメーター
非自動はかりのうち、検出部が電気式のを修理する事業	質量計第1類
非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを修理する事業	質量計第2類
分銅又はおもりを修理する事業	分銅等
自重計を修理する事業	自重計
アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のを修理する事業 （アネロイド型血圧計を除く。）	圧力計第1類
アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを修理する事業 （アネロイド型血圧計を除く。）	圧力計第2類
アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のを修理する事業	血圧計第1類
アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを修理する事業	血圧計第2類
自動はかりのうち、ホッパースケールを修理する事業	ホッパースケール
自動はかりのうち、充填用自動はかりを修理する事業	充填用自動はかり
自動はかりのうち、コンベヤスケールを修理する事業	コンベヤスケール
自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを修理する事業	自動捕捉式はかり
自動はかりを修理する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のものを修理する事業	その他の自動はかり

4. 届出の年月日欄の記入

3の事業区分に係る特定計量器修理事業の届出をされた年月日を記入して下さい。

なお、平成5年11月1日以前に修理事業の登録をされている事業者の届出年月日は、一律に平成5年11月1日となります。（この日に計量法が全面改正されたためです。）

5. 事業所名及び所在地欄の記入

3の事業区分に係る特定計量器の修理をしている事業所の名称、所在地を記入して下さい。事業所が2カ所以上ある場合はすべての事業所の名称、所在地を記入して下さい。記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、すべての事業所の名称、所在地を記載した別紙を添付して下さい。

6. 特定計量器の種類欄の記入

(計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類)

修理した特定計量器の名称を記入して下さい。

特定計量器の名称については下表の「特定計量器の分類」欄に記載されている名称の中から該当するものを記入して下さい。

種別	特定計量器の分類
タクシメーター	タクシメーター
質量計	電気式はかり（自動はかりを除く） 手動天びん 等比皿手動はかり 棒はかり その他の手動はかり ばね式指示はかり 手動指示併用はかり その他の指示はかり ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり 分銅 定量おもり 定量増おもり 自重計
アネロイド型圧力計	アネロイド型血圧計 アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計
体積計	水道メーター(口径40mm以下) 水道メーター(口径40mm超) 温水メーター 自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 簡易燃料油メーター 微流量燃料油メーター 定置燃料油メーター 液化石油ガスメーター 都市ガス用メーター（使用最大流量6立方メートル毎時以下） 都市ガス用メーター（使用最大流量6立方メートル毎時超） 石油ガス用メーター（使用最大流量2.5立方メートル毎時以下） 石油ガス用メーター（使用最大流量2.5立方メートル毎時超） 排ガス積算体積計 排水積算体積計 量器用尺付タンク（自動車搭載式）

7. 修理個数欄の記入

当該年度に修理した特定計量器の個数を記入して下さい。

8. 事業所内訳欄の記入

特定計量器の修理を行っている事業所が2カ所以上ある場合は、事業所ごとの修理個数の内訳を記入して下さい。